

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税））を給与者（給与者）が提出する。提出期限は、該当の（給与者）の異動があった月の翌月10日以前である。従業者等の住所変更の場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
7		所在地 〒617-0000		課税氏名 向日 〇〇		6年度 特別徴収指定番号 宛番号	
向日 市町村長		向日市寺戸町中野〇番地の〇		担当者 075-931-XXXX		7年度 特別徴収指定番号 宛番号	
令和 7 年 7 月 11 日 提出		△△(株)		電話番号 123		20123456	
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		異動年月日 令和 7 年 7 月 1 日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	
フリガナ 日向 〇〇		新 姓		徴収済税額 (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 7 月分まで		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
氏名 日向 〇〇		特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		未徴収税額 (ア)-(イ) 110,000 円		1 特別徴収継続 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他	
生年月日 元号 3 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		徴収済税額 (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分まで 5 月分まで		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
住所 向日市上植野町馬立〇番地		住所 向日市上植野町馬立〇番地		異動年月日 令和 7 年 7 月 1 日		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		〒617-XXXX		特別徴収指定番号 2010XXXX		新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円 を 7 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
フリガナ 〇〇(株)		法人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6		担当者 075-900-XXXX		受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
2 転勤先で特別徴収を継続する場合 は「新しい勤務先 (特別徴収義務者)」の欄に 必要事項を記入してください。							
3 普通徴収の場合（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）							
番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日であった本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日であった給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。							
旧特別徴収処理欄 6年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 7年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他							
市町村処理欄 A B C D E F G H I J K L							